

社会福祉法人菊池市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償支給規程

社会福祉法人菊池市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊池市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長、副会長、理事、監事、評議員及び委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬は、別表1のとおりとする。但し、菊池市職員として給与を受けているものは除く。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は役員等に選任された翌日から支給する。

- 2 役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その当日分まで支給する。
- 3 報酬の支給については、その月の全額を翌月15日に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会に関する会議、各種委員会等に参加したときは費用弁償として、別表2のとおり支給する。但し、菊池市職員として給与を受けているものは除く。

(費用弁償の支給方法)

第5条 前条の費用弁償については、その都度支給する。

(旅 費)

第6条 役員等が本会業務のために旅行したときは、その旅行に対して旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、本会の旅費支給規程を準用する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月30日から施行する。
- 2 社会福祉法人菊池市社会福祉協議会費用弁償支給規程（平成17年3月22日）は廃止する。
- 3 この規程の一部を改正し、令和元年11月1日より施行する。

別表1 (第2条関係)

区 分	報酬の額
会 長	日額10,000円
監事(監査時)	日額10,000円

別表2 (第4条関係)

区 分	費用弁償の額
理 事	1日2,200円
監 事	1日2,200円
評議員	1日2,200円
その他	1日2,200円